

第3回 景観に配慮した防護柵推進検討委員会 議事概要

1. 日 時：平成15年8月1日(金) 12:30~14:30

2. 場 所：弘済会館 4階 蘭の間

3. 出席者(敬称略)：

(委員長) 天野

(委員) 佐々木、吉田、吉岡、三井田、松本(代 松永)、川畑、弘永、今村、
藤田、萩原、栗原(代 田邊)

(国交省) 森永、大西、三浦、森

4. 議事次第

1. 開 会

2. 議 事

(1) ガイドライン(案)について

【ガイドライン(案) 目次】

1章 ガイドラインの概要

2章 道路の景観と防護柵に係る課題

3章 景観的配慮の基本理念

4章 景観に配慮した防護柵設置にあたっての留意事項

5章 景観的な配慮が特に必要な地域・道路

6章 景観に配慮した防護柵整備の考え方

3. その他

4. 閉 会

凡 例

Q：国交省委員等への質問

A： " の回答

C：意見等

5. 議 事

ガイドライン(案)全体について

Q：ガイドラインは、防護柵設置基準に対してどういう位置づけになるのか。局長通達により設置基準と同レベルの位置づけになるのか。道路を整備するだけでなく管理もしていると、管理瑕疵という問題にも繋がる可能性があるのでは、そのような位置づけが気になる場所である。

A：道路管理者に配布し、参考にさせていただきたい、という位置づけと考えている。ガイドラインの内容で設置基準に関わる部分は、別途議論の上基準に反映させ、局長通知の変更等を行っていきたいと考えている。

Q：ガイドラインはどのように通知されるのか。

A：防護柵設置時の参考図書として、道路管理者に配布する。

1章 ガイドラインの概要 について

特になし

2章 道路の景観と防護柵に係る課題 について

- C：道路の内部景観についての考え方の整理として、道路は眺望の場であるということと、道路自体が眺望の対象であるということを書き記述してはどうか。
- C：内部景観の主要な景観構成要素を、道路外の要素と道路自体とに分けて、外を見る場合と道路自体が見られる場合に分けて記述すればよいのではないかと。

3章 景観的配慮の基本理念 について

特になし

4章 景観に配慮した防護柵設置にあたっての留意事項 について

- C：p21の「(1) 必要性の判断 《ポイント》」で防護柵の本来の役割という記述があるが、どういうものか分かりにくい。具体的に記述してはどうか。
- C：p9「(2) 防護柵の設置区間」で記述しているので、それをここで参照ページとして引用すればよいと思う。
- Q：設置基準上は防護柵を設置しなくてもいいところにも、実際には設置されている例が多い。そのため、利用者にとっては設置することが当たり前ととられている場合があり、設置しないことが道路管理者のサボタージュととられる恐れがある。防護柵設置箇所や方法等については、あくまでも防護柵設置基準によるものだとすることを明確にして、ガイドラインはその運用なのだという位置づけにしてはどうか。
- A：防護柵を設置するのかもしれないかの判断基準については、設置基準に記述されていることであり、そこまで立ち入るつもりはない。p9, 10「車両用防護柵の設置区間」では法勾配と路面高さの関係から設置しなくてもよい箇所というのを設置基準から抜粋して示しており、ガイドラインでは、法勾配を緩くするなど工夫できるところは工夫をした方がよい、という程度の記述を考えている。
- C：p24「防護柵を必要としない道路構造の採用 《具体的な方法》」で記述しているように、防護柵を設置しなくてもよい工夫等を道路管理者に考えていただきたいという意図で書かれている。設置基準を守りなさいということは崩していない。
- C：p21の写真「植栽帯と横断防止柵とが併用されている例」について、確かにそういう箇所があるが、既に横断防止柵が設置されているところに、住民からの緑が欲しいという要望で植樹帯を整備することもある。このように2つの目的から設置されているところで防護柵が壊れたような場合に、防護柵は不要だから撤去するというのをうまく地元で説明できるのかわからない。

- C：植樹帯と横断防止柵の関係については、柵を今後新たに設置していく場合に検討してもらうことを目的として記述している。
- C：新設道路の場合でも、植樹した直後では樹木が育っていないため、防護柵も設置している例がある。
- C：樹木が育つまでは、例えばいずれ腐朽する木柵で代替するなどの工夫が考えられる。
- C：p22「(2) 防護柵によらない対応 《具体的な方法》」に植樹帯が植えたばかりで未成熟の場合などは、数年、植樹帯が密になるまでの代替手段を講じることも考えられる、ということ記述してはどうか。
- C：混乱してしまうのではないか。やはり道路管理者は安全を重視するので植樹帯と防護柵を併設してしまうと思う。
- C：今まではそうであったかもしれないが、これからはそうではいけない。ガイドラインを策定することにより、二重の整備を避けた事例が増えていけば、道路管理者、道路利用者双方の考え方も変わっていくと思う。
- C：防護柵が壊れた箇所から部分的に撤去するというのでは、不統一感がある。防護柵がなくてもいいなら最初から設置しない方がよい。道路利用者の自己責任も求められている昨今、乱横断の責任を道路管理者がどこまで負うのかというのは難しい問題である。植樹帯で代替できる箇所は植樹帯のみでよいと思う。
- Q：勾配が緩やかな斜面では、防護柵は本当にいらぬのか。のり面の下に歩行者がいるなど状況によっては変わるのではないか。
- A：p9～10「車両用防護柵の設置区間」で示している設置基準をもとに記載している。転落防止の観点からの設置の必要性を判断しているものであり、歩行者の安全確保は別の観点になる。
- C：のり面の下に歩道等がある場合などは、法勾配が緩やかでも防護柵設置の検討が必要であることを記述して欲しい。
- C：p10「1について」の断面図だけだと歩行者の存在などが分かりづらいので、誤解を招かないようコメントを加えた方がよい。
- C：p28「(2) 存在感の低減 《ポイント》」にコンクリート製防護柵についての記述があるが、コンクリートは地のままで良いと思う。コンクリート壁面に表情をつけると逆に存在感が出てくる場合も多い。また、《具体的な方法》で「水垢による汚れが付きにくい形態的工夫を行う」とあるが、いたずらに汚れが付きにくい工夫をすると、逆にむらになって汚れを目立たせることがあるので、「汚れが集中しない工夫をすることが望ましい」という表現にした方がよいと思う。
- C：表現については再考する必要がある。ただ、良好な外部景観を確保するための工夫は行うべきだと思う。

- C : 必ず行わなければならない、という表現になっていなければ良い。
- C : p 35「4-3 色彩 アルミ材、コンクリート、木材」で、年数を経ると必ず景観に馴染んでくると書いてあるが、木材はそうとは限らない。また塗装をする場合が多く、防腐剤の入ったものも多い。ただし、その塗装は素材の色や年輪が見える浸透性のものが使われている。このあたりの表現を再考すべきではないか。
- C : 塗装や防腐処理を行う場合にも、その材の色や材自身が見えるような工夫が必要だという表現にすれば良いのではないか。
- C : 防護柵の標準色の記述については、鋼材が中心に見える。このあたりの材料の並べ方を工夫できないか。
- C : p 28「(2) 存在感の低減 《具体的な方法》」のコンクリート壁面に表情を付与するイラストについて、スリットを入れて陰影をつけるなどは、現場で作製するのはかなり大変だと思う。
- C : 絵を載せていると、ガイドライン推奨型に見られることも考えられるので、絵はやめた方が良いかもしれない。
- C : イラストでも写真でもいいのだが、要は目立たないように面を暗くする工夫や汚れがむらにならない工夫をして下さい、ということが伝わるような表現にすべきである。
- C : イラストは削除して、文章で表現することとする。その際、存在感を低減させる目的を明確にして、その手段として考えられる方法をいくつか文章で例示すればよいだろう。
- C : p 33「4-3 色彩 (1) 防護柵の標準色」で気になるのは、ガードパイプに比べ面が大きいガードレールにダークブラウンが使用されると重苦しい感じになることがあること。標準色のマンセル値を10YRで統一していることは良いことだと思う。10YRは床材の基本色でもあり日本の建築物の基本色相である。ただ、日本塗装工業会の色見本に無いため、色票に加えてもらうことを考えた方が良いと思う。
- C : 照明柱などの「立ち上がりもの」は濃い色を使用していることが多い。目線より低い防護柵について色を統一した方がいいのか、あるいは同系色であればいいのか、もう少しコメントを追記した方が親切だと思う。
- C : 基本的には同じ色で統一することでいいと思う。ただ、重苦しく見える場合は、色相を合わせ、明度・彩度を変化させれば周辺施設とも調和する。
- C : 標準色の採用が必ずしも適切ではない特殊な場所などは、別途検討するとしておいた方が良く思う。また、防護柵の形状、見えの面積などによる色の使い分けの必要性についても記述が必要である。色彩の統一を図る方法としては、どの施設の色を先に決めるかという問題があるので、「同系色を用いる」という表現ぐらいしか書けないのではないか。
- C : 必ずしも同色とするということではないので、同系色とし調和を図るという表現が適切である。

- C : p34「4-3 色彩 (1) 防護柵の標準色 鋼材 イ. 自然・田園地域」で、田園は緑に合うグレーベージュ系としているが、色のイメージがよく分からない。田園は季節で色彩が変化し、稲が茂るのはほんの一時である。田んぼよりもその周りの山や森林の方が強い感じなのでダークブラウン系が良いと思う。
- C : グレーベージュ系はダークブラウン系より少し明るめで、ほとんどグレーに近い色である。
- C : グレーベージュ系は田園の緑というよりも、広がりのある地形に合う色である。色については防護柵を設置する地域の違いによる使い分けに加え、ガードパイプ、ガードレールなど防護柵の形式でも区別して整理して欲しい。

- C : p40「(4) 近接して設置される他の道路付属物との調和」の右写真は、防護柵が重く見える。防護柵は、標識柱ではなく道路周辺の建物などの色彩に合わせるべきではないか。
- C : 事例写真をガードパイプに替えた方がよい。また、曇りの時に撮っているので特に重く見えている。

5章 景観的な配慮が特に必要な地域・道路 について

- C : p48「5. 景観的な配慮が特に必要な地域・道路」で「地域の人にとって特別な意味のある地域・道路」とはどういう道路か。具体のイメージを示せないか。
- C : 景観的には特に優れているわけではないが、地域の人々にとっては重要で特別な意味を持っているような道路のことを書いている。地元の人に聞かないとわからないような場所ということで、例示は難しいと思う。
- C : のような表現だと、地域のエゴまで取り入れることにならないか。地域の人意見も聞くこと、という程度の表現で良いと思う。
- C : 国立公園、県立公園が記述されていないが、当然対象になると思う。
- C : 国立公園などでは、景観的配慮は当然行われるので省略したが、「遠景、中景、近景を問わず、山岳や景勝地などが望め、眺望に優れた道路」の解説部分に国立公園等を追記すれば良い。
- C : 公園など市民の憩いの場となっているような場所に面した道路という項目を設けて欲しい。
- C : 地元の憩いの場などは、「歴史的価値の高い周辺施設、もしくは歴史的町並みが形成されている地域」を歴史的なものに限定せず、例えば、優れた街並み、というようなことで加えられるのではないか。
- C : 地元の憩いの場などは、「地域の中心地区等において街の骨格を形成する道路、もしくは地域にとってシンボルとなる道路」または で概ね読めるので、このあたりの表現を変更すれば良いだろう。また、 の2つの例示写真は似ているので、どちらかを地元の憩いの場などをイメージできるような写真に変更すべきだろう。

6章 景観に配慮した防護柵整備の考え方 について

- C：住民参加は、意見をとりまとめる機関を明確にすること、検討した結果、反映した内容を住民に知らせることが重要である。ガイドラインに盛り込んで欲しい。
- C：意見をとりまとめる機関は、マスタープランを作成する機関になると思うが、住民の意見の反映結果を住民に知らせるのは重要であり、ガイドラインに入れるべきと思う。
- C：マスタープランの目的の一つである、防護柵の色を統一させる区間を設定することは、維持管理上も重要である。一度標準色に従い防護柵を設置すると、以降は同じ色を使うことになる。将来的にも容易に入手できる色でないと困るので、同じ色が継続的に使用できるようにして欲しい。
- C：10YRは日本塗装工業会の色票に入っていない。標準色として取り込むよう働きかけることも必要である。
- C：p52「景観的な配慮方針」に、色について維持管理も考慮した、より具体的な記述を行うようにして欲しい。
- C：メーカー側から言えば、塗料はマンセル値で提供が可能である。ただ、粉体塗装なので、ある程度の需要がないと困るので、ある程度種類を限定することが必要である。
- C：p54「6-2 マスタープランに基づく防護柵の選定」で、ある機関においてマスタープランは策定されているが、防護柵を設置しようとする当該場所がマスタープランの対象外となっている場合の対処方法についても記述が必要ではないか。
- C：p54「《マスタープランがない場合の当面の対応》」と同じ検討手順になると思う。その旨で記載すればよいのではないか。

以 上